

第22期第10回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時令和4年7月6日（水） 14時00分～15時00分
- 2 開催場所常呂町常呂漁協漁村センター会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、新谷哲也、川口和良、清野一幸、鈴木英樹、片川隆市、飯田弘明、石塚治、深山和彦、石本武男、阿部興志輝、大澤真人、元角文雄（以上14名）
- 4 欠席委員 馬場浩一（以上1名）
- 5 臨席者 水産林務部漁業管理課 課長補佐 岡村純一
オホーツク総合振興局産業振興部水産課 水産課長 伊藤智英
漁業管理係長 村上寿一
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣

4 議事事項

- 議案第1号 河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止に係る委員会指示の発動に伴う公聴会の開催について
- 議案第2号 船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示の発動に伴う公聴会の開催について
- 議案第3号 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議に提出する令和5年度政府要望提案（案）について

事務局長 1 開会

定刻となりましたので、ただ今から、第22期第10回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。この度、本委員会の石本委員が長年に渡る委員会活動の功績が評価され、全国海区漁業調整委員会連合会より表彰されておりますので、この場を借りて表彰状と感謝状の授与を行いたいと思います。

はじめに、受賞者のご功績を紹介させていただきます。

受賞者の石本委員は平成22年に網走海区漁業調整委員会の委員に就任されました。

以来、長きに亘り、海面における漁業の調整などに重要な役割を果たし、また委員会の委員としてその重責を全うし、その功績が顕著であると認められたことから表彰されることとなりました。

それでは、表彰状の伝達を行います。
横内会長から贈呈いたします。
石本様、前にお進みください。
(石本委員移動)

会 長 【感謝状を読み上げ、受賞者に賞状及び記念品を授与】

事務局長 石本委員、おめでとうございます。
以上で表彰状の伝達を終わります。
(石本委員席に移動)

事務局長 それでは、改めまして第22期第10回網走海区漁業調整委員会
を開催したいと思います。
初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。

会 長 開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様には本日はお忙しいところを出席いただき、ありがとうございます。
また、水産林務部漁業管理課から岡村課長補佐が、オホーツク
総合振興局から伊藤水産課長、村上漁業管理係長のご臨席を賜
り、厚くお礼申し上げます。
さて、7月に入りましてホタテガイ漁業も本格化してきており、
今年は歩留まりも良く、単価も安定していると聞いているところ
であり、豊漁であった昨年を上回る漁に期待しているところで
あります。
また、先日開催されました定置漁業の現地対話集会におきま
して、今年の秋さけの来遊予想量が発表となりました。
当管内につきましては、東部地区は前年を上回るものの、西部
地区では大きく下回り、管内全体でも昨年より下回る予想とな
っております。
東部地区につきましては、予想以上の、西部地区につきまして
は、予想を裏切るような来遊があることを期待したいところで
ございます。
また定置漁業の現地対話集会とあわせて、漁業権の切替方針に
係る現地説明会も開催されました。
今後は、漁業権の切替事務も始まりますので、委員の皆様には、
ご協力についてよろしく申し上げます。
さて本日の会議で予定しております議題は、議案が3件とな
っております。
委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へ
のご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが、開会にあたって
の挨拶とさせていただきます。
本日は、よろしく申し上げます。

事務局長 次に、本日の委員会にご臨席されている方々を、ご紹介します。
(臨席者紹介)

事務局長 次に、出席人員の報告をします。
定員15名中、本日の出席委員は14名で、
定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。
それでは、会長を議長といたしまして、
本日の議事進行をお願いします。
会長、よろしくお願いします。

会長 それでは、これより会議に入ります。
まず、議事録署名委員の選出についてですが、
恒例により、私から指名してよろしいでしょうか。

一同 異議なし

会長 それでは、高桑委員と鈴木委員に議事録の署名をお願いします。

会長 2 議事
では、これより議事に入ります。
議案第1号河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止に係る委員会指示の発動に伴う公聴会の開催についてを上程します。
事務局から内容を説明してください。

事務局長 議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。
今回ご審議いただく内容は、近年、減少している秋さけ資源について、オホーツク東部海域において、野生魚の活用のための調査・研究やさけ・ます親魚の河川遡上を促す取組みを推進するために、資料1ページ目にありますとおり道から河口付近におけるさけ・ます採捕制限措置に係る委員会指示の発動要請がありました。
また委員会指示の発動にあたりましては、指示内容が漁業者だけでなく遊漁者にも及ぶため、遊漁者向けの公聴会を開催し、事前に広く意見を聞く機会の確保について、併せて要請があったことから、公聴会の開催について審議いただくものであります。
規制の内容等につきましては、この後、水産課から説明頂き、その後、公聴会の開催方法や通知方法について、事務局から説明いたします。
それでは村上係長、よろしくお願いします。

水産課 河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止に係る委員会指示の発動に関して、説明いたします。
お手元にお配りしている議題2の表紙のあとにあります、オホ

ーツク東部地区の秋サケ資源回復対策をご覧ください。

2 ページ目は全道のさけます資源の状況ですが、サケ稚魚は10億尾の放流を基準に、来遊目標を2,800万尾と設定しておりますが、秋サケ資源の来遊は平成16年の6,000万尾をピークに減少が続き、令和3年は1,860万尾と約7割の減少となっており、また、カラフトマスは平成19年の1,480万尾をピークに、令和3年は84万尾と約9割の減少と、大変、厳しい状況が続いております。

3 ページでは、オホーツク東部地区においても、全道と同様の傾向にあり、秋サケは、平成25年の1,290万尾をピークに360万尾と約7割の減少、カラフトマスは、平成28年の510万尾をピークに20万尾と約9割の減少と、全道的に資源の回復が喫緊の課題となっております。

4 ページ目では、このような中、北海道では、令和元年に有識者で構成する「秋サケ資源対策協議会」を開催し、資源の減少要因と対応を検討した結果、減少要因として、・稚魚が降海してオホーツク海南部に入るまでの沿岸や沖合の海洋環境の影響や、ふ化放流事業において、年ごとに沿岸水温が激変して、放流適期の判断が難しくなっていることや、健康な稚魚の生産に必要な良質卵や親魚の不足、施設の老朽化などが考えられております。

このことから、秋サケ資源の回復にむけて、耳石標識放流調査の拡充などによる放流手法の改善や、ふ化放流事業における良質卵の確保、遊泳力などを強化する餌料の給餌による健康な稚魚の育成に努めているところであります。

このほか、近年、野生魚の研究が進み、ふ化放流事業を繰り返すことにより、元々備わっていた遺伝的な特性が変化し、さけ・ますの資源の減少にも繋がっているとの意見もあり、資源の持続的な利用の観点からも野生魚の活用が提案されております。

5 ページ目で、オホーツク東部地区における調査結果等では、秋サケに関しては、増殖事業によりその資源造成が行われておりますが、非放流河川の多くには、個体数は少ないものの野生魚と思われる個体が確認され、また、カラフトマスは、来遊の減少により、昨年、増殖用の種卵に不足が生じるほどに遡上数が減少したこと、また、標識放流調査では、9月遡上群より10月遡上群の方が河川回帰率が高い傾向であることや、遡上時期が遅くなるにつれて、野生魚の比率が高くなる傾向にあること、放流を行っていない河川にも多くの放流魚が遡上していることが確認され、さけ・ますの資源水準を向上するためには、これまでよりも遅い時期までの河川遡上の促進や、非放流河川への野生魚や再生産親魚の遡上を促進・保護することが必要と考えられております。6 ページ目で、ふ化放流事業への野生魚の活用に関して、国では、本年3月に閣議決定した水産基本計画の中で、野生魚を活用したふ化放流技術開発などの研究を早急に進めるとしており、また、

道でも、本年3月に策定した中期方針において、人工ふ化放流事業による資源づくりを基本としながら、自然再生産による野生魚の活用を進めるものとしております。

7ページ目で、こうした状況から、道としては、オホーツク東部地区のさけ・ます資源の回復に向け、従来の「放流手法の改善」や、「健康な稚魚の育成」に加え、「ふ化放流事業への融和方策（ふ化場魚と野生魚を交流させ、野生魚に近い魚を放流するというもの）導入や、自然産卵状況の評価を行う、野生魚に関する調査研究の推進とともに、さけ・ます資源の保護・増殖を図るため、サケ・マス親魚の河川遡上を促す取り組みを関係機関が一体となって、執り進めて行くことを考えております。

8ページ目で、当該調査・研究については、令和4年から道総研さけます内水面水産試験場、水産研究・教育機構、北見管内さけ・ます増殖事業協会の共同研究にて、北海道やオホーツク南部広域水産業再生委員会と連携し、実施していくこととなっております。

9ページ目で、具体的な調査計画としては、（1）サケの遺伝的特性と野生魚の管理技術の調査研究を網走川ほか7河川で、（2）サケの自然産卵個体群の増殖事業への活用の調査研究を藻琴川で（3）河川に遡上・自然産卵するサケ・マスに資源評価をホロベツ川ほか21河川で実施予定としております。

10ページ目で、この野生魚を活用した資源回復調査の確実な実施とともに、遅めの遡上時期までのさけ・ます親魚の河川遡上の促進を図るためには、漁業関係者・遊漁関係者の一体的な協力の下、河川遡上を促す必要があることから、今般、河口付近でのさけ・ますの採捕の制限に関する網走海区漁業委員会指示の発動要請になりました。

11ページ目で具体的な規制内容ですが、規制に当たっては、最小限となるよう必要性を検討し、①調査の確実な実施と②これまでの調査で多くの自然遡上や再生産環境が確認されていることを踏まえ、資料のとおり、6河川で河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止の規制を行います。

オンネベツ川、藻琴川は現行の調整規則による規制があり、その期間を延長することとし、ホロベツ川、ペレケ川、糠真布川、浦士別川は新たに規制区域を設けます。

期間については、試験研究機関の意見を参考にサケ・カラフトマスの来遊時期を考慮し、①サケ・カラフトマスの両方の河川遡上を促進させ調査を実施する河川は、8/1～12/10、②主にカラフトマスの河川遡上を促進させ調査を実施する河川は、8/1～10/31としているが、令和4年度は広く周知を行うため、採捕の禁止は9月1日からと考えております。

区域については、新たに設ける河川においては、同じく試験研究機関の意見を参考に、河川遡上を妨げない最小限の区域として概

ね100mとし、ペレケ川については、漁港内に河口が存在することから、遡上経路の入り口となる漁港の間口からを規制として考えている。

13ページ目で、資源の回復に向けた野生魚に関連する漁業関係者独自の取組について、記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います

以上、簡単ではありますが説明を終わらせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、公聴会の開催方法案について、ご説明いたします。資料の表紙、下側をご覧ください。

開催日程は、7月27日16時30分～、開催場所は、網走市文化・交流センター（エコーセンター）の大会議室を考えております。

公聴会開催の周知方法は、・関係機関の告示文掲示、網走海区漁業調整委員会のホームページでの掲示、報道機関への情報提供、関係者への開催案内送付を考えております。

また、公述の方法として、会場における公述のほかに、公聴会に関する手続規程に基づき文書による公述も含めることとし、その旨も周知いたします。文書による公述は、郵送、FAX，メールにより受け付けたいと考えております。

以上で説明を終わります。

会長

ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一同

異議なし

会長

それでは、そのように決定します。

次に、議案第2号船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示の発動に伴う公聴会の開催についてを上程します。

本日は、道から漁業管理課の岡村課長補佐お越しいただいておりますので、これまでの経過等について、ご説明をお願いします。

岡村課長補佐

経過説明

会長

続きまして議案の内容について事務局から説明してください。

事務局長

議案第2号についてご説明いたします。資料をご覧ください。議案にもあります船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示につきましては、いわゆる秋さけ船釣りライセンス制度として、斜里町ウトロ海域を対象に平成元年から毎年発動してき

たものであります。

しかしながら、資料 2 ページにありますとおり、令和 3 年 9 月には多数の遊漁船、プレジャーボート、ミニボートが秋さけ船釣りをを行うために、ライセンス制度の対象となっていない網走沖合や沿岸域に集中する事態が発生しました。

資料 3 ページをご覧ください。一方で網走・斜里沖合は多数の漁具が設置されている海域です。

このような海域に資料 4 ページ、5 ページのように多数の遊漁船などが集まる状況となり、多い日には約 150 隻の遊漁船・プレジャーボートこのことにより、衝突等の海難事故発生が懸念されたほか、操業中の漁船の前後を遊漁船・PB が横断し、巻き上げ中の漁具を切断しかねない行為も発生しております。

資料 6 ページをご覧ください。

さらに下段の写真ににありますとおり、タコ箱漁業の漁具に多数の釣り針やオモリが絡まり、「漁具の引き上げ時にオモリが飛んで来る」、「釣り針により手を負傷する」など危険な状況となりました。

また、漁具の引き上げ、再設置に時間を要し、漁業活動上での大きな支障となりました。

また沿岸海域については、特に網走川河口域にミニボート（ゴムボート）が集まり多い日には 50 隻程度が秋さけ船釣りを行っていました。

ミニボート（ゴムボート）については、免許や登録が不要なことから、海上のルールや知識が不足していたり、安定性が低い、他船舶から視認されにくいといったミニボート・ゴムボートの特性を理解していないことから、漁業とのトラブルも発生しております。

資料 8 ページが、網走川河口域、帽子岩付近の写真です。

次に資料の 9 ページをご覧ください。

こちらは、付近に設置されてる定置網の網起こしに向かう漁船とゴムボートとのニアミスの写真となります。

漁船からゴムボートに対して、移動を促しましたが、移動してもらえず、ゴムボートの直ぐ横を通過せざるえない危険な状況となっております。

次に秋さけの来遊状況の面から、ライセンス制を考えたいと思います。

資料 10 ページをご覧ください。

下段の表はライセンス制度が開始されました平成元年から令和 3 年までのオホーツク東部海域における秋さけの来遊状況です。

平成 5 年頃から来遊量が増加傾向となり、途中、来遊量が減少しますが、平成 25 年までは高位に安定しておりました。

しかし、平成 26 年以降減少傾向となり、令和 3 年には平成当初程度の量に減少しております。

表中の一人1日何尾というのは、当該年のライセンス制による釣獲上限尾数で、平成7年までは一人1日5尾としておりましたが、来遊状況が増加したため、平成8年以降、一人1日10尾とし、令和3年まで変更はございません。

資料11ページをご覧ください。

いままで説明しましたとおり、ライセンス区域外である網走海域に多数の遊漁船、プレジャーボート、ミニボート・ゴムボートが集まったことにより、漁業とのトラブルが多発し、また海難事故の発生が懸念される状況となっております。

また、秋さけ資源については減少しており、持続な利用が懸念される状況です。

以上のことから、新しいルールが必要と考えております。

具体的には、ウトロ海域と同様に網走斜里沖合にライセンス制度を導入することと、ウトロ海域も含めて釣果尾数の上限や禁止期間を見直すことを考えております。

資料12ページが、その図面となります。沿岸側の黄色の区域が、定置網付近500m以内において、すべての船釣りを禁止とします。

ウトロ側の青い線が秋さけ船釣り禁止区域と緑色の区域がライセンス区域ですが、こちらはこれまでと変更ありません。

網走・斜里海域については、黒い点線が秋さけ船釣り禁止区域、ピンク色の区域がライセンス区域となります。

次に資料13ページをご覧ください。こちらが委員会指示の内容案です。

1の黒ぽつの1つめと2つめは先ほど説明した区域となります。3つめの黒ポツは、網走沖合で漁具被害が多発したことから、網走斜里海域の限定となりますが、ライセンス承認者どおしで連絡体制をつくり、相互に被害防止のため確認、連絡を行うようにするものです。こちらについてはのちほど説明します。

また、4つめの黒ポツは漁具被害を防止するための期間設定となります。

2の黒ポツについては、来遊状況を考慮し、釣獲上限尾数を減らすものです。

資料14ページをご覧ください。こちらは先ほど話しましたライセンス承認船相互の確認体制についての案となります。

一つ目が、網走海区漁業調整委員会事務局から漁具の設置情報をライセンス承認者に情報提供し、それを共有し漁具に近づかないようにして漁具被害を防止します。

二つ目が、適切にライセンス制度が実施されるようにライセンス承認船どおしで確認することとしております。

3つめがライセンスを受けていない船舶への注意喚起と事務局への通報となります。

4つ目にこれらの目的を達成するために必要な機器類の設置を

定めます。

次に資料の15ページをご覧ください。

上段の表が、ライセンス制度の内容をとりまとめたものです。

一番上の項目が承認隻数ですが、ウトロ海域は、これまでの慣例どおり前年の承認隻数を上限隻数としております。

網走斜里海域については、さきほどお話ししました連絡体制の構築が可能な範囲として、遊漁船25隻、プレジャーボート15隻を考えております。

それより下の項目は、さきほど説明しましたので割愛いたします。

また、表外の一番下にありますとおり、令和4年度は網走斜里海域が初年度ということもあり、漁具被害の発生がどの程度になるのか、安全面ではどうか未知数な部分もあり、さらに他の問題が発生する可能性もあることから、令和5年度の実施方法については、令和4年度の実施結果を検証して考えたいと考えております。

以上の内容で委員会指示の内容を変更したいと考えておりますが、漁業者だけでなく遊漁者にも及ぶため、事前に広く意見を聞く機会を確保するため公聴会を開催したいと考えております。

公聴会の開催方法案については、資料の表紙、下側をご覧ください。

開催日程は、7月27日17時30分～、さきほどの「河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止に係る委員会指示の発動に伴う公聴会」の後に開催したいと思います。

それ以外は、「河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止に係る委員会指示の発動に伴う公聴会」と同様です。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の程をお願い致します。

会長 　　ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一同 発言なし

会長 　　特に無い様ですので、議案第2号船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示の発動に伴う公聴会の開催についてを決定してもよろしいでしょうか？

一同 異議なし

会長 　　それでは、そのように決定します。

次に、議案第3号全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議に提出する令和5年度政府要望提案についてを上程します。

事務局から内容を説明してください。

議案第3号についてご説明いたします。

道内の漁業者は、さけ・ます資源を持続的に利用するため、さけ・ますの捕獲は定置網に限定し、網入れの時期を調整したり、必要に応じて網揚げをするなど、再生親魚の確保に取り組んでいるところです。

一方で遊漁者は、ほとんど制限がなく相当数のさけますが釣獲されているものと考えられます。

また、近年では、ミニボート（ゴムボート）を使用して秋さけ釣りをを行う遊漁者が増加しており、漁業活動への支障や漁具被害、海難事故の発生などの問題が生じている状況です。

これらのことから、遊漁による釣獲実態を把握の上、実行力のある資源管理の方法の検討及びミニボート利用者の定期的な講習の義務付けと性能に見合った海域での利用にとどめるルールの策定について、全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議に令和5年度政府要望提案として要望いたします。

案文を一読いたしますので、内容について審査願います。

文案朗読

以上が事務局案となります。

なお要望書提出後に全国海区漁業調整委員会連合会事務局などから全体的なバランスを取るためなどの理由で修正の依頼がある場合がございますが、その場合は会長にご一任いただきますようお願いいたします

会長 よろしくご審議の程をお願い致します。

一同 ただ今説明がありました、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

会長 発言なし

一同 それでは、議案第3号全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議に提出する令和5年度政府要望提案について決定してもよろしいでしょうか？

会長 異議なし

それでは、そのように決定します。

以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。

一同 それでは、「その他」として、委員の皆さんから何かご発言はありますか。

会 長

発言なし

3 閉会

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。

修了